

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 24（個）第 1 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求の対象となった自己情報部分開示決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経緯

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成 24 年 2 月 27 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「平成〇年〇月〇日、〇〇警察署が審査請求人に関することについて文書として存在させているもの」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成〇年〇月〇日付の警察署通信室処理票（以下「本件対象情報 1」という。）及び平成〇年〇月〇日付の警察署通信室処理票（指令番号〇〇。以下「本件対象情報 2」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報（以下これらを「本件保有個人情報」という。）として特定し、平成 24 年 3 月 13 日、自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成 24 年 4 月 9 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求理由は、おおむね次のとおりである。

諮問実施機関は、不開示部分には審査請求人以外の特定の個人に関する情報が記載されていると主張しているが、個人名は、判明しているので開示しても支障はない。

また、諮問実施機関は、開示すると犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、記載のある関係者の犯罪捜査は終了し判決が確定しており、審査請求人についても、犯罪捜査は終了し、現在裁判中であるので、開示することにより支障が生じることはない。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関の理由説明書及び口頭による説明は、おおむね次のとおりである。

##### 1 審査請求に係る保有個人情報について

審査請求人は、平成〇年〇月〇日という日を特定して、「〇〇警察署が審査請求人に関することについて、文書として存在させているもの」という表現で開示請求を行ったため、実施機関は、審査請求人が特定した日に、〇〇警察署が保有していた保有情報を検索し、審査請求人以外の第三者の事件に関して作成された文書中における審査請求人に関する本件保有個人情報を特定した。

##### 2 警察署通信室処理票について

警察署通信室処理票は、警察署が個別の事案に関して、事案の認知から処理結果までを記録して処理経過を明らかにしておくものである。

具体的には、当該事案の内容、通報者、警察官に対する指令状況、警察官の事案対応状況、関係者の人定事項及び動向等の情報が記載されている。

##### 3 本件処分の部分及びその理由について

###### (1) 本件対象情報1のうち扱者の欄

不開示とした部分には、警部補（同相当職含む。以下同じ。）以下の警察職員の氏名が記載されている。これは、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

以上のことから、条例第14条第3号に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

###### (2) 本件対象情報1のうち、指令時間、通報件名、発生時間、発生場所、通報内容、通報者、指令連絡、出動車両欄の指令・現着の各欄

不開示とした部分には、個別の犯罪捜査に関して端緒となった事案の概要と警察官の対応状況が記載されている。

このため、不開示とした部分を開示すれば、事案に関する情報や捜査内容に関する情報が明らかになり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

また、出動車両の指令時間と現着時間は、同地域におけるリスポンスタイムを推測されるおそれがあることから、今後の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、条例第14条第5号に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

###### (3) 本件対象情報1の継紙のうち、記事の欄

不開示とした部分には、審査請求人以外の個人情報と捜査に関する情報が記載されている。

審査請求人以外の個人情報は、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された、慣行として開示請求者が知る

ことができ、又は知ることが予定されている情報でないため、開示することにより、審査請求人以外の第三者の権利利益が損なわれるおそれがある。

また、捜査に関する情報を開示すれば、個別の犯罪捜査に関する具体的な情報が明らかになり、今後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、条例第 14 条第 3 号及び第 5 号に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(4) 本件対象情報 2 のうち、係長の欄

不開示とした部分には、警部補以下の警察職員の氏名が記載されている。これは、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、かつ、条例第 14 条第 3 号ただし書に規定された、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

以上のことから、条例第 14 条第 3 号に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(5) 本件対象情報 2 のうち、指令時間、通報件名、処理件名（結果）、発生時間、発生場所、通報内容、通報者、指令連絡、出動車両欄の指令・現着の各欄

不開示とした部分には、個別の犯罪捜査に関して端緒となった事案の概要と警察官の対応状況が記載されている。

このため、不開示とした部分を開示すれば、個別の犯罪に関する被疑者の情報や捜査内容に関する情報が明らかになり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

また、出動車両の指令時間と現着時間は、同地域におけるレスポンスタイムを推測されるおそれがあることから、今後の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、条例第 14 条第 5 号に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(6) 本件対象情報 2 の継紙の発元の欄のうち、不開示とした部分

不開示とした部分には、警部補以下の警察職員の氏名が記載されている。これは、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、かつ、条例第 14 条第 3 号ただし書に規定された、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

以上のことから、条例第 14 条第 3 号に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(7) 本件対象情報 2 の継紙の時間及び記事の欄のうち、不開示とした部分

不開示とした部分には、個別の犯罪捜査に関する情報が具体的に記載されている。

このため、不開示とした部分を開示すれば、個別の犯罪に関する被疑者の情報や捜査内容に関する情報が明らかになり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、条例第 14 条第 5 号に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、〇〇警察署が保有する警察署通信室処理票2件（本件対象情報1及び本件対象情報2）である。

警察署通信室処理票は、広島県警察の通信指令業務に関する訓令（平成10年4月1日本部訓令第11号）に基づき、警察署が通報を受けた際に、事案の認知から処理結果までを記録して処理経過を明らかにするために作成するものであり、様式は同訓令で定められている。

本件保有個人情報は、審査請求人以外の第三者の事件に関して作成されたものであるが、関係者として審査請求人についての記載が含まれているため、実施機関は全体を審査請求人の保有個人情報であるとして特定した。

実施機関は、本件保有個人情報のうち、別表のaからtまでに掲げる部分を、条例第14条第3号（開示請求者以外の個人情報）又は同条第5号（犯罪の予防・捜査等情報）に該当するとして不開示とした。

### 2 条例第14条第3号及び第5号について

実施機関が不開示理由として掲げる条例第14条第3号及び第5号の規定の趣旨は次のとおりである。

条例第14条第3号は、開示請求に係る保有個人情報の中に開示請求者以外の第三者（個人）に関する情報が含まれている場合において、この情報を開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、原則として第三者に関する情報を不開示とし、例外的に同号ただし書において、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務の遂行の内容に係る部分であるときは、開示することとしたものである。

一方、条例第14条第5号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている情報を不開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

なお、本号には、開示することにより、特定の犯罪の鎮圧や捜査等に支障を及ぼすおそれのある情報のほか、人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物等への不正な侵入、破壊を招くおそれがあるなど、将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報等も含まれると解される。

### 3 不開示情報該当性について

(1) 警察官の名前（不開示情報b, f中の警察官の名前, j及びs）について

本情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため、条例第14条第3号本文に該当する。

また、諮問実施機関によると、警部補以下の職員については氏名を公表する慣行はなく、氏名を不開示とした警察官はいずれも警部補以下の職員であるということであるから、審査請求人が慣行として知り得る情報とは認められず、同条第3号ただし書に該当しない。

したがって、実施機関が、条例第14条第3号の規定により、本情報を不開示としたことは妥当である。

(2) 指令時間及び現着時間（不開示情報 a, g, k 及び q）について

諮問実施機関は、本情報を開示すれば、警察官の対応時間を計算した上で犯罪に悪用するなどのおそれがあることから、今後の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第5号に該当すると主張する。

一方、審査請求人は、関係者の犯罪捜査は終了し判決が確定しており、審査請求人についても犯罪捜査は終了し現在裁判中であるので、開示することにより支障が生じることはないとは主張する。

しかし、前記2で述べたように、条例第14条第5号には特定の犯罪の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれのある情報のみならず、将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報等も含まれると解されるため、審査請求人や関係者の犯罪捜査等が終了しても、本号を適用することは可能である。

本欄は警察の指令時間や現着時間を記載する欄であり、本情報が開示されると、通報のあった事件に係る警察官の対応時間や動向等が明らかになることから、本情報が将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする情報として悪用されることは否定できない。

このため、実施機関が今後の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認めたことにつき相当の理由があると考えられる。

したがって、実施機関が、条例第14条第5号に該当するとして、本情報を不開示としたことは妥当である。

(3) 通報件名及び処理件名（不開示情報 c, l 及び m）について

諮問実施機関は、本情報を開示すれば、個別の犯罪に関する被疑者の情報や捜査内容に関する情報が明らかになり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第5号に該当すると主張する。

しかし、そもそも本情報は、審査請求人以外の第三者の事件について記載されたものであって、当該第三者の個人情報であり、かつ、審査請求人が慣行として知り得る情報であるとは認められない。

したがって、条例第14条第5号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が本情報を不開示としたことは、同条第3号の規定により妥当である。

(4) 発生時間及び発生場所（不開示情報 d, e, n 及び o）について

諮問実施機関は、本情報を開示すれば、個別の犯罪に関する被疑者の情報や捜査内容に関する情報が明らかになり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第5号に該当すると主張する。

しかし、そもそも本情報は、審査請求人以外の第三者の事件の発生時間及び発生場所であって、当該第三者の個人情報であり、かつ、審査請求人が慣行として知り得る情報であるとは認められない。

したがって、条例第14条第5号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が本情報を不開示としたことは、同条第3号の規定により妥当である。

(5) 通報内容欄（不開示情報 f 及び p）について

諮問実施機関は、本情報を開示すれば、個別の犯罪に関する被疑者の情報や捜査内容に関する情報が明らかになり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第14条第5号に該当すると主張する。

しかし、そもそも本欄には審査請求人以外の第三者の事件の状況が記載されているのであって、本情報は当該第三者の個人情報であり、かつ、慣行として審査請求人が知り得る情報とは認められない。

したがって、条例第14条第5号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が本情報を不開示としたことは、同条第3号の規定により妥当である。

(6) 通報者欄（不開示情報 h 及び r）について

諮問実施機関は、本情報を開示すれば、個別の犯罪に関する被疑者の情報や捜査内容に関する情報が明らかになり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第5号に該当すると主張する。

一方、審査請求人は、関係者の犯罪捜査は終了し判決が確定しており、審査請求人についても犯罪捜査は終了し現在裁判中であるので、開示することにより支障が生じることはないとは主張するが、前記（2）で述べたように、審査請求人や関係者の犯罪捜査等が終了しても、本号を適用することは可能である。

本欄には、通報者や通報手段等に関する情報が記載されており、本情報が開示されると、通報のあった事件の処理の一端が推測され、今後の犯罪に悪用されることは否定できない。

このため、実施機関が犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めたことにつき相当の理由があると考えられる。

したがって、実施機関が、条例第14条第5号に該当するとして、本情報を不開示としたことは妥当である。

(7) 本件対象情報1の記事欄（不開示情報 i）について

本欄には、第三者及び関係者に関する情報が記載されており、実施機関は、審査請求人の使用車両、氏名及び生年月日に関する記載を除き不開示とした。

審査請求人以外の個人情報は、特定の個人が識別される情報であり、かつ、慣行として審査請求人が知り得る情報とは認められないため、条例第14条第3号に該当すると認められる。

また、諮問実施機関は、捜査に関する情報を開示すれば、個別の犯罪捜査に関する具体的な情報が明らかになり、今後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第5号に該当すると主張する。

一方、審査請求人は、関係者の犯罪捜査は終了し判決が確定しており、審査請求人についても犯罪捜査は終了し現在裁判中であるので、開示することにより支障が生じることはないと主張するが、前記(2)で述べたように、審査請求人や関係者の犯罪捜査等が終了しても、本号を適用することは可能である。

本欄には、実施機関が独自に収集した情報が記載されており、本情報が開示されると、犯罪捜査の手法が明らかになり、今後の犯罪に悪用されることは否定できない。

このため、実施機関が犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めたことにつき相当の理由があると考えられるため、条例第14条第5号に該当すると認められる。

したがって、実施機関が条例第14条第3号及び第5号により本情報を不開示としたことは妥当である。

#### (8) 本件対象情報2の記事欄(不開示情報t)について

本欄には、第三者の事件の経過等が時系列に記載されており、実施機関は、審査請求人が現場に到着し、当然知っていると考えられる情報以外の部分を不開示とした。

諮問実施機関は、本情報を開示すれば、個別の犯罪に関する被疑者の情報や捜査内容に関する情報が明らかになり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第5号に該当すると主張する。

しかし、そもそも本欄には、審査請求人以外の第三者の事件の経過が記載されているのであって、全体が当該第三者の個人情報であり、そのうち審査請求人が現場に居合わせておらず、慣行として知り得ない情報については、条例第14条第3号に該当すると認められる。

したがって、条例第14条第5号の該当性を判断するまでもなく、実施機関が本情報を不開示としたことは、同条第3号の規定により妥当である。

#### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

本件処分において、不開示とした部分

区 分	不 開 示 情 報	
本件対象情報 1	指令時間	a
	扱者	b
	通報件名	c
	発生時間	d
	発生場所	e
	通報内容	f
	指令・現着の時刻	g
	通報者	h
	継紙の記事欄中、審査請求者の使用車両、氏名及び生年月日以外の部分	i
本件対象情報 2	決裁者	j
	指令時間	k
	通報件名	l
	処理件名（結果）	m
	発生時間	n
	発生場所	o
	通報内容	p
	指令・現着の時刻	q
	通報者	r
	継紙中、発元欄に記載された警察官の名前	s
	継紙の時間及び記事欄中、審査請求人が知り得ない事項	t



別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
24. 6. 14	・ 諮問を受けた。
24. 6. 15	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
24. 7. 11	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
24. 7. 20	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
24. 8. 14	・ 審査請求人から意見書を収受した。
24. 8. 17	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 2. 6 (平成 24 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 4. 25 (平成 25 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 5. 17 (平成 25 年度第 2 回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 6. 13 (平成 25 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

太 田 育 子 ※平成 25 年 4 月 1 日から	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士
野 崎 亜紀子 ※平成 25 年 3 月 31 日まで	広島市立大学准教授